

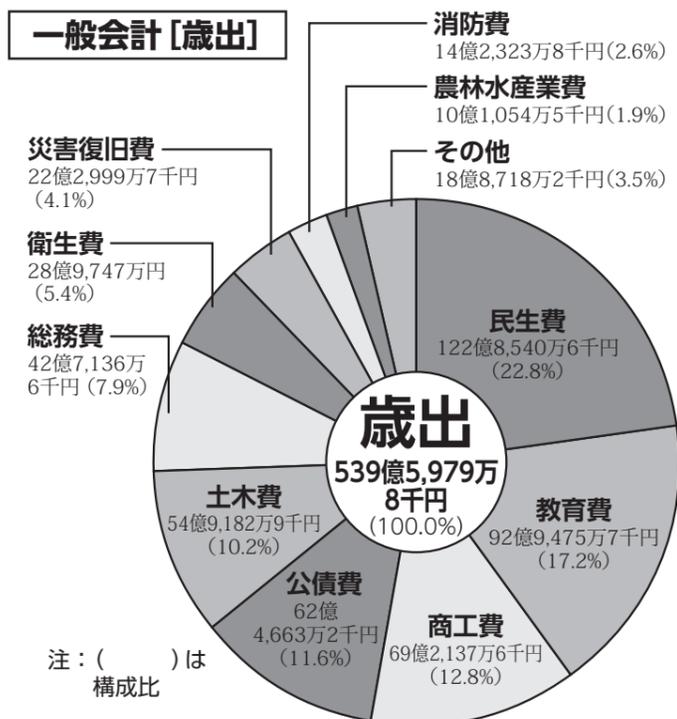
平成 25 年度 三条市決算 状況

一般会計の決算収支は、歳入総額 557 億 5,961 万 4 千円、歳出総額 539 億 5,979 万 8 千円となり、歳入歳出差引額は、17 億 9,981 万 6 千円となりました。

財務課 財政係 ☎内線 342

◆主な建設事業費（特別会計を含む）

- 第一中学校区小中一体校建設事業
.....46億5,311万5千円
- 新保裏館線道路改築事業
.....10億9,905万円
- 裏館小学校改築事業
.....8億8,703万5千円
- 小中学校施設整備費
.....6億654万2千円
- 交流拠点施設整備事業費
.....5億3,534万5千円
- 道路改良事業費
.....5億476万7千円
- 下水道事業費
.....8億7,913万3千円



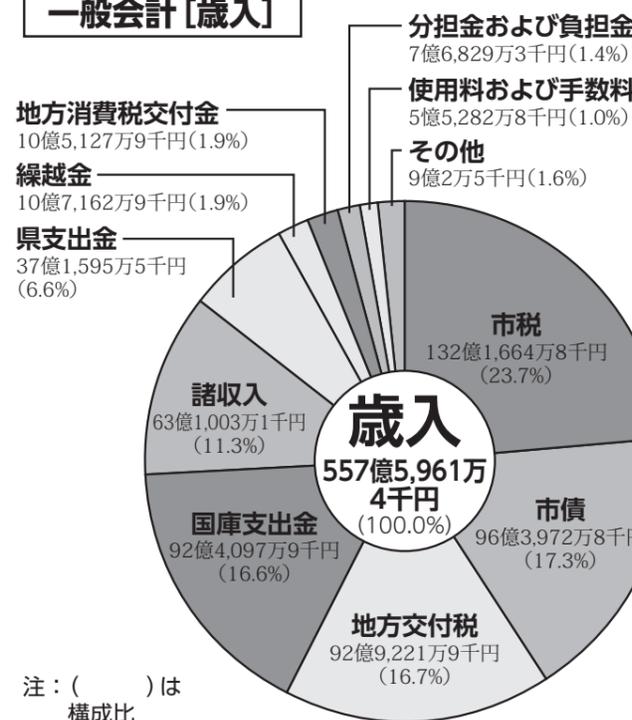
◆市民一人当たりの決算額と主な事業

| 民生費 | 教育費 | 商工費 | 公債費 |
|--|---|--|---|
| 12万2,977円 高齢者、障がい者、児童の福祉推進などに ・保育サービスの充実 ・障がい者自立支援給付 ・須頃・大島統合保育所の建設 | 9万1,013円 学校の管理運営や整備などに ・教育センターの整備 ・小中一貫教育の推進 ・特別支援教育の充実 | 6万7,773円 産業や観光の振興などに ・中小企業への制度融資 ・交流拠点施設の整備 ・観光施設などの整備 | 6万1,166円 公共施設整備のために借りたお金の返済に  |
| 土木費 | 総務費 | 衛生費 | その他 |
| 5万3,775円 道路、公園などの整備推進などに ・新保裏館線の整備 ・道路の改良、維持 ・市街地の浸水被害軽減対策 | 4万1,824円 まちづくり推進、自治振興などに ・地域公共交通の運行 ・中心市街地の活性化 ・まちづくり活動の支援 | 2万8,372円 市民の健康管理やごみ、し尿の処理などに ・ごみ処理関連施設の建設 ・健康診査の実施 ・バイオマス利活用の推進 | 6万4,146円 農業の振興や消防、議会運営などに ・災害の対策・復旧 ・米政策改革推進の支援 ・農業環境保全の推進 |

◆各会計の決算状況

| 会計名 | 収入済額 | 支出済額 | 差額 | |
|------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 一般会計 | 557億5,961万4千円 | 539億5,979万8千円 | 17億9,981万6千円 | |
| 特別会計 | 国民健康保険事業 | 96億3,064万円 | 99億5,970万4千円 | △3億2,906万4千円 |
| | 後期高齢者医療 | 8億8,202万6千円 | 8億7,961万8千円 | 240万8千円 |
| | 介護保険事業 | 82億9,982万6千円 | 80億6,549万9千円 | 2億3,432万7千円 |
| | 農業集落排水事業 | 6億6,750万5千円 | 6億6,742万7千円 | 7万8千円 |
| | 勤労者福祉共済事業 | 2,321万2千円 | 1,255万5千円 | 1,065万7千円 |
| | 公共下水道事業 | 29億1,854万2千円 | 28億7,061万5千円 | 4,792万7千円 |
| 合計 | 781億8,136万5千円 | 764億1,521万6千円 | 17億6,614万9千円 | |

一般会計 [歳入]



◆借入金などの状況

市債とは、主に建設事業を行うために、国や金融機関などから借り入れする資金をいいます。これは公債費として長期間にわたって返済していきます。
債務負担行為とは、数年度にわたる建設工事、土地の購入、翌年度以降の経費支出など、将来の財政支出を約束することをいいます。これは、定められた年度において必ず歳出予算に計上されます。

| 会計名など | 平成 25 年度末現在高 | 市民一人当たり負担額 |
|----------------|------------------------|-------------------|
| 一般会計 | 693億5,090万6千円 | 93万493円 |
| 特別会計 | 256億7,658万6千円 | |
| 三条市計 | 950億2,749万2千円 | |
| 一部事務組合(三条市負担分) | 157億9,641万5千円 | 15万4,676円 |
| 合計 | 1,108億2,390万7千円 | 108万5,169円 |
| 債務負担行為 | 一般会計 13億1,823万7千円 | 1万2,908円 |

資金不足比率 (単位：%)

* 資金不足額がない場合は「-」で表示

| 特別会計の称 | 三条市 | 経営健全化基準 (自主的な健全化が必要) |
|--------------|-----|----------------------|
| 農業集落排水事業特別会計 | - | 20.0 |
| 公共下水道事業特別会計 | - | 20.0 |
| 水道事業会計 | - | 20.0 |

連結実質赤字比率
市全体の財政運営の深刻度を示す比率。全ての会計を合算して赤字の程度を指標化したもの。

実質公債費比率
資金繰りの危険度を示す比率。借入金の返済額やこれに準じる負担額を指標化したもの。

将来負担比率
将来財政を圧迫する可能性がどうかを示す比率。一般会計の借入金や将来支払う可能性のある負担などの程度を指標化したもの。

資金不足比率
経営状況の深刻度を示す比率。公営企業の資金不足を料金収入の規模と比較して指標化したもの。

各指標の説明
● 実質赤字比率
財政運営の深刻度を示す比率。市の一般会計の赤字の程度を指標化したもの。

健全化判断比率 (単位：%)

* 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「-」で表示

| 指標 | 三条市 | 早期健全化基準 (自主的な健全化が必要) | 財政再生基準 (国の管理・指導による再生が必要) |
|----------|-------|----------------------|--------------------------|
| 実質赤字比率 | - | 12.11 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | - | 17.11 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 14.4 | 25.0 | 35.00 |
| 将来負担比率 | 144.0 | 350.0 | |

健全化判断比率などについて
実質的な赤字や第三セクターなどを含めた将来負担などを表す指標があります。
4つの「健全化判断比率」と公営企業の「資金不足比率」が、基準より悪化すると、財政の健全化が必要になります。
* 地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく公表